

# 桂坂もくれん自治会 会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本自治会の名称は、「桂坂もくれん自治会」(以下「本会」という)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、京都市西京区御陵大枝山町三丁目13-1番地「もくれん自治会館」内に置く。

(目的)

第3条 本会は、相互信頼と互助の精神をもって、会員間の協調と親睦を計り、地域社会の発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成の為、次の事業を行う。

- 1 地域環境の整備及び福利厚生に関すること。
- 2 青少年の育成及び体育、文化の振興に関すること。
- 3 保健衛生等に関すること。
- 4 防犯、防火防災、交通安全及び公害対策等に関すること。
- 5 会員の弔辞に関すること。
- 6 自治会館の管理運営に関すること。
- 7 市政及び社会福祉事業の協力に関すること。
- 8 桂坂学区自治連合会に加入し、協同して地域社会の発展に寄与すること。
- 9 その他 本会の目的達成に必要なこと。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格は、御陵大枝山町三丁目地域に入居した時に始まり、転居した時にその資格を失う。

(会員の権利と義務)

第6条

- 1 会員は、本会が主催する全ての催しに参加出来、かつ平等の取り扱いを受けることが出来る。
- 2 会員は、本会に対し高い認識を持ち、会の運営に協力を惜しまぬものとし、私利私欲の為に本会を利用してはならない。

- 3 会員は、本会所定の会費を納めると共に、会則並びに機関の決議事項を守らなければならない。

### 第3章 組織と班長、役員

(組織)

#### 第7条

- 1 本会の運営を円滑にする為、本会の管轄する地域内を次の様に分ける。
  - (1) 管轄地域を2つの区に分け、それぞれ1区及び2区とする。
  - (2) 1つの区を8つの班に分け、番地の若い順に1班～8班とする。
  - (3) 各々の区及び班の範囲、番地は、別に図示する。
- 2 前項の区分に従い、それぞれの区には区長として自治会「副会長」が当たり、班には「班長」が当たる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。なお、役員は、班長が之を兼任し、各担当役員は重複することもある。

1	会長	1名
2	副会長	2名(各区より1名)
3	会計	2名
4	総務(文化・広報兼任)	若干名
5	自治会館管理・防災担当	若干名
6	交通・防犯担当	若干名
7	保健・美化担当	若干名
8	体育担当	若干名
9	少年補導担当	若干名
10	会計監査	1名

(役員及び班長の選出方法)

第9条 本会の役員及び班長は、次により選出する。

- 1 班長は、各班の合議のもとに選出するが、原則として、「輪番制」とする
- 2 役員は、班長の中より互選し、総会の承認を得て決定する。

(役員及び班長の任期)

#### 第10条

- 1 本会の役員及び班長の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- 2 役員及び班長に欠員が生じた場合には、必要に応じ速やかに補充するものとし、補充された役員及び班長の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の任務、役割)

第11条 役員等の任務、役割は、次の通りとする。

- 1 会長 : 本会を代表し、会の業務を統轄すると共に、市政協力委員を兼任する。
- 2 副会長 : 会長を補佐し、会長が事故あるときは之を代行する。
- 3 会計 : 本会の会計業務を担当し、常に会員数(住戸数)を把握し共同募金、日赤奉仕団を兼任する。
- 4 総務・広報・文化担当 : 本会の総務・庶務事項を担当し、会議の議事録等を作成し管理する。
- 5 自治会館担当 : 「もくれん自治会館」を管理し、自治会館使用規則に則り、その円滑な運営を行う。
- 6 体育担当 : 体育振興会と連携を保ち、合同事業の円滑化を計る。
- 7 少年補導担当 : 少年補導委員会と連携を保ち、子どもの健全育成の為の活動をする。
- 8 交通担当 : 交通安全推進委員会、同婦人部と連携し活動する。
- 9 防災担当 : 自主防災会と連携し活動する。
- 10 防犯担当 : 防犯推進協議会と連携し、地域の安全維持を図る。
- 11 保健美化担当 : 公園愛護会と連携し、地域の衛生美化全般の管理を担当する。
- 12 会計監査 : 本会の会計、事業報告及び財務と備品を監査する。
- 13 役員 : 各種団体の窓口となり、各担当委員の協力を得て実務を遂行する。
- 14 班長 : 当該班の現状を把握し、入退去が有れば速やかに会長又は副会長に届け出、会費の徴収、及び書類の配布等、各戸宛の連絡業務を行い、それぞれ担当委員としての担当業務を遂行する。又、担当委員以外に応援依頼する事ができる。

## 第4章 機 関

(総会)

第12条

- 1 総会は、最高の決議機関であり、年1回定期(4月)に開催する。但し必要に応じ会長が臨時に之を招集することが出来る。
- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の一週間前までに通知しなければならない。

(総会付議事項)

第 13 条 総会の付議事項は、次の通りとする。

- 1 役員の選出
- 2 事業報告及び決算報告
- 3 事業計画及び予算
- 4 会則の改廃
- 5 その他本会の運営に関する重要事項

(総会の定足数)

第 14 条 総会は、会員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第 15 条

- 1 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が之を決する。
- 2 総会で議決権を有する者は、1 住居（会費納入単位）につき、1 名とする。

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、その都度役員より選出する。

(班長会)

第 17 条

- 1 班長会は、総会に次ぐ決議機関であり、総会から次期総会に至る間に於いて緊急を要する重要事項及び、総会から付託された事項を、総会に代わって審議決定する。なお、班長会は役員と班長で構成する。
- 2 班長会は、役員・班長の 2 分の 1 以上の要請があった時、若しくは、役員会に於いて決定することが適当ではない重要事項が発生した時、会長は遅滞なく之を招集する。
- 3 班長会の議長は、会長がこれを行う。

## 第 5 章 会 計

(会計の種類及び収入支出)

第 18 条

- 1 本会の会計を「一般会計」と「特別会計」とに分け、「一般会計」は、会費、臨時会費、寄付金、その他の収入を以て之に充て、予算によって運用する。
- 2 「特別会計」とは、自治会基金（3 万円也）を指し、毎年適当な預金をし

その利息は設備資金等にまわす事もあり得る。

(会費)

第19条

- 1 本会の会費は、1会員（1住戸）当たり、1ヶ月600円（自治連合会費を含む）とし、毎年4月上旬に4月～9月分を、10月上旬に10月～翌年3月分を班長が徴収し、会計に納入する。
- 2 途中入居者について、初回は、入居翌月分から、それぞれ前項同様纏めて納入する。
- 3 臨時会費は、役員会で必要と認めた時、役員・班長の承認を得て徴収する。

(不返還の原則)

第20条 会費、臨時会費等、既収の収納金は原則として返還しない。

(弔慰金等)

第21条

- 1 会員が死亡した時、弔慰金等を贈るものとする。
- 2 前項の弔慰金は、金1万円也とする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日を以て終わる。

(会費の保管及び会計帳簿)

第23条

- 1 徴収済みの会費は、一部手許金を残し、金融機関に預け入れるものとする。
- 2 本会の会計を明らかにする為、現金出納簿（含支出明細、請求書等）、会費徴収台帳等を備え、会計が之を管理する。

(会計監査)

第24条

- 1 会計監査は、毎年1回、会計年度終了後に行うものとし、監査事項は、次の通りとする。
  - (1) 収支に関する会計書類
  - (2) 業務報告
  - (3) 什器設品目録
  - (4) その他必要書類
- 2 役員会は、総会の議を経た決算報告書を、全ての会員に公表しなければならない。

## 第6章 付則

本会則は、平成20年6月1日より実施する。

本会則は、平成25年4月に一部改定  
(第18条1 会費(650円→600円))  
(申し合わせ事項)

70才未満の成人と一緒に生活されていないご家庭は、役員及び班長を辞退することができる。(平成26年4月追加)

本会則は、平成29年4月に一部改定

第12条(総会)2項の追加

第14条(総会の定足数)の追加

第15条(総会の議決)の追加、及びこれに伴う第16条の削除

第16条(総会の議長)の追加、及びこれに伴う第15条の削除

第17条(班長会)3項の追加、及びこれに伴う第15条の削除

上記変更に伴う第17条～第23条の第18条～第24条への条数変更